

健康保険証の本人への直接交付について

1 縦割り110番からの要望

健康保険証について、保険者から被保険者（企業の従業員等）に対し、直接交付することが出来るようにしてほしい。

<要望背景>

○健康保険証の交付時には、省令※に基づき、発行元である保険者（各健康保険組合や全国健康保険協会）はまず①事業主に送付し、②事業主から被保険者（従業員）に交付される流れになっている。

※ 健康保険法施行規則 第四十七条

3 保険者は、被保険者証を交付しようとするときは、これを**事業主に送付しなければならない。**…

4 前項本文の規定による被保険者証の送付があったときは、事業主は、遅滞なく、これを保険者に交付しなければならない。

○企業の事務担当者は本人に健康保険証を交付するために出社を余儀なくされている場合があり、テレワークの推進を阻害しているのみならず、コロナ禍において交付遅延のリスクも生じている。



2 厚生労働省の対応

テレワークの阻害や、健康保険証の交付遅延が生じうる状況については、可能な限り解消することが望ましいことから、保険者から被保険者本人に対し、健康保険証を直接交付することが出来るよう、省令改正を行う。（10月施行に向け、本日、パブリックコメントを開始）